

発議案第 7 号

七飯町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 9 月 1 6 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

提出者

七飯町議会議員 中 川 友 規

賛成者

七飯町議会議員 長谷川 生 人

〃 平 松 俊 一

〃 田 村 敏 郎

〃 畑 中 静 一

〃 澤 出 明 宏

〃 川 村 主 税

七飯町議会会議規則の一部を改正する規則

七飯町議会会議規則（昭和62年規則第8号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第12条）
- 第2章 議案及び動議（第13条—第19条）
- 第3章 議事日程（第20条—第24条）
- 第4章 選挙（第25条—第34条）
- 第5章 議事（第35条—第48条）
- 第6章 発言（第49条—第63条）
- 第7章 委員会（第64条—第76条）
- 第8章 表決（第77条—第87条）
- 第9章 請願（第88条—第93条）
- 第10章 秘密会（第94条・第95条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第96条—第99条）
- 第12章 規律（第100条—第107条）
- 第13章 懲罰（第108条—第114条）
- 第14章 公聴会（第115条—第120条）
- 第15章 参考人（第121条）
- 第16章 会議録（第122条—第125条）
- 第17章 議員全員協議会（第126条）
- 第18章 議員の派遣（第127条）
- 第19章 専門的事項に係る調査（第128条）
- 第20章 補則（第129条）

附則

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第8条第2項ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

第9条第4項中「（議員の請求による開議）」を削り、「あつた」を「あった」に改める。

第11条第3項中「至つた」を「至った」に改める。

第12条中「(定足数)」を削り、「もつて」を「もって」に改める。

第13条第1項中「(議員の議案提出権)」を削り、「当たつて」を「当たって」に改める。

第16条中「(修正動議発議の手續)」を削り、「当たつて」を「当たって」に改める。

第18条中「先立つて」を「先立って」に改め、同条ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「なつた」を「なった」に、「及び」を「、及び」に改める。

第21条中「又は議員」を「、又は議員」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第23条「至らなかつた」を「至らなかつた」に、「終わらなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第24条第1項中「終わつた」を「終わった」に改め、同条第2項中「又は」を「、又は」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第27条中「(選挙の宣告)」を削る。

第29条中「従つて」を「従って」に改める。

第30条中「終わつた」を「終わった」に、「あつた」を「あった」に改める。

第33条及び第36条ただし書中「諮つて」を「諮って」に改める。

第37条中「なつた」を「なった」に改める。

第38条第1項及び第2項中「諮つて」を「諮って」に改める。

第39条中「(委員会報告書)」を削り、「まつて」を「まって」に改める。

第40条第1項中「なつた」を「なった」に改め、同条第2項中「(少数意見の留保)」を削り、「行つた」を「行った」に改め、同条第3項中「諮つて」を「諮って」に改める。

第41条及び第43条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第45条第3項中「終わらなかつた」を「終わらなかつた」に改め、「(付託事件を議題とする時期)」を削る。

第46条第1項及び第2項中「審査」を「審査中」に改める。

第48条中「なつた」を「なった」に改める。

第49条中「すべての」を「すべて」に改める。

第50条第2項中「挙手者」を「先に挙手をした」に改める。

第52条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第53条第2項中「前提」を「前項」に改め、同条第3項中「当たつて」を「当たって」に改める。

第55条第2項中「諮つて」を「諮って」に改める。

第57条中「終わらなかつた」を「終わらなかった」に改める。

第58条第1項中「終わつた」を「終わった」に改め、同条第2項中「討論終結」を「討論の終結」に改め、同条第3項中「討論終結」を「討論の終結」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第60条第5項中「当たつても」を「当たっても」に改める。

第62条を次のように改める。

(準用規定)

第62条 第54条の規定は第61条の規定による緊急質問等について、第58条の規定は第60条の規定による一般質問及び第61条の規定による緊急質問等について、それぞれ準用する。

第67条第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第71条中「(調査権)」を削る。

第72条の2を削る。

第76条中「終わつた」を「終わった」に改める。

第84条中「(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)」を「から第31条まで」に改め、「(選挙結果の報告)」、「(選挙に関する疑義)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第87条第2項中「諮つて」を「諮って」に改める。

第88条第1項中「、請願者」を「及び請願者」に改め、「及び氏名」を削り、「その名称及び代表者の氏名」を「その所在地」に、「押印しなければ」を「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印をしなければ」に改める。

第89条第1項中「なつた」を「なった」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(請願書の写しの配布)

第89条の2 議長は、受理番号及び受理年月日を記載した請願書の写しを議員に配布する。

第90条第1項中「議長は」の次に「、第38条第1項の規定にかかわらず」を加え、「受理番号及び受理年月日を記載した」を削り、「を議員に配布し、紹介議員の朗読又は説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑後、所管」を「の配布とともに、請願を所管」に改める。

第91条第2項及び第94条中「あつた」を「あった」に改める。

第96条第2項中「あつた」を「あった」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第98条中「(失職及び資格決定)」及び「(議員の兼業禁止)」を削る。

第99条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削る。

第106条中「登っては」を「登っては」に改める。

第107条中「諮つて」を「諮って」に改める。

第108条第1項中「もつて」を「もって」に改め、同条第2項中「あつた」を「あつた」に改め、「(秘密の保持)」を削る。

第109条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削る。

第110条中「代わつて」を「代わって」に改める。

第111条中「よつて」を「よって」に改める。

第117条第1項中「その中」を「その他の者の中」に改める。

第121条の見出しを削り、同条第3項中「第118条(公述人の発言)、第119条(議員と公述人の質疑)及び第120条(代理人又は文書による意見の陳述)」を「前3条」に改める。

第122条第8号中「移動」を「異動」に改める。

第124条中「取り消しを」を「取消しを」に改め、「(発言の取消し又は訂正)」を削る。

第127条中「諮つて」を「諮って」に改め、同条を第129条とする。

第18章を第20章とする。

第126条の見出しを削り、同条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、第17章中同条を第127条とする。

第17章を第18章とし、同章の次に次の1章を加える。

第19章 専門的事項に係る調査

第128条 法第100条の2の規定による調査を行うときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定により、調査を行うことを決定するに当たっては、調査の対象及び期間並びに調査を求める相手方の氏名及び名称その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章の次に次の1章を加える。

第17章 議員全員協議会

第126条 法第100条第12項の規定により、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、議員全員協議会を設ける。

2 議員全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 議員全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。